

第11次宝塚市交通安全計画(案) に係るパブリック・コメントの実施について

令和4年(2022年)1月18日
都市安全部 防犯交通安全課

1 交通安全計画(案)策定の背景と目的

兵庫県では、交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第25条に基づき、安全で安心して暮らせる兵庫をめざし、県内における県及び国の機関等が実施する陸上交通に関する交通安全対策の総合的な大綱として、5箇年計画の「兵庫県交通安全計画」を策定。本市においても法第26条「都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成するよう努めるものとする。」を受けて、過去10次にわたり宝塚市交通安全計画を策定。

今回、令和3年度を初年度(令和3年度～令和7年度)とする第11次兵庫県交通安全計画が令和3年7月に策定されたため、県計画に基づき、交通環境の現状を踏まえた具体的な対策を取りまとめた第11次宝塚市交通安全計画(案)を策定する。

※本文巻末P29参考資料参照

2 計画の位置づけ

○第6次宝塚市総合計計画(令和3年度～令和12年度)

- めざすまちの姿・・・安全・都市基盤
- 施策分野・・・防犯・交通安全
- 施策・・・交通安全対策の推進
- 関連する主な分野別計画・・・第11次交通安全計画

※SDGs(持続可能な開発目標)との関係

「3 すべての人に健康と福祉を」のゴールに係るターゲットに「世界の道路交通事故による死傷者数を半減させる」が掲げられており、本施策と合致する。

3 計画(案)策定経過

計画(案)策定に当たり、学識者や宝塚警察、市民の方などから意見を聴く場として、宝塚市交通安全計画策定懇話会を設置。

懇話会の委員構成は、公募市民1名、学識者(大学准教授)1名、宝塚交通安全協会会長、宝塚警察交通課長の計4名。

- ・懇話会開催(令和3年10月15日、11月17日) 計2回
- ・庁内関係課へ素案に対する意見照会(令和3年7月中)

※本文巻末P31参考資料参照

4 計画(案)の概要

○交通事故の状況(P7)

- ・死者数(第8次計画期間、第9次計画期間、第10次計画期間)

17人、14人、12人(各5年間の計:若干減少しているもののほぼ横ばい状況)

- ・死傷者数(第8次計画期間、第9次計画期間、第10次計画期間)

534人、335人、255人(各5年間の計:減少傾向)

- ・事故件数の割合(各期間の総事故件数に占める自転車、歩行者、高齢者、子どもの事故)

自転車:22%、23%、25%(増加傾向)

歩行者:12%、13%、16%(増加傾向)

高齢者:24%、30%、36%(増加傾向)

子ども:7%、7%、6%(横ばい状況)



第11次計画においては、特に自転車、歩行者、高齢者の交通安全対策の推進が必要

4 計画(案)の概要

○計画における目標(P6、7)

第10次交通安全計画目標	第10次交通安全計画(実績)
--------------	----------------

・死者数 1人以下/年※1	⇒ 2.4人/年(5箇年平均)
---------------	-----------------

・死傷者数 693人/年※2	⇒ 450人(令和2年)
----------------	--------------

・重傷者数	44人(令和2年)
-------	-----------

・自転車事故件数 155件/年※2	⇒ 106件(令和2年)
-------------------	--------------

・踏切事故件数 0件/年	⇒ 0件(通年)
--------------	----------

※1設定根拠:H23~26は各年1名を踏まえ

※2設定根拠:H27実績値から年1%ずつ減少

(目標設定の考え方)

第10次計画では、第5次総合計画(後期基本計画)の目標値(死傷者数、自転車事故件数)を準用。第11次計画では、第6次総合計画の「交通安全対策の推進」の成果指標(事故発生件数)を ◁ としていることから、同様に数値目標は定めず、減少を目指すこととした。

第11次交通安全計画目標

・減少させる

・無(今回から目標削除)

・(重傷者数)減少させる

・減少させる

・無(今回から目標削除)

○計画における新たな目標(市独自目標)(P6)

- ・ゾーン30増設(R3現状値:10箇所)
- ・市民の自転車乗車用ヘルメット着用率向上(R3現状値:6.7%)

(目標設定の考え方)

・ゾーン30の増設

先般の通学路における児童を巻き込んだ交通事故などを踏まえ、通学路をはじめとする生活道路を走行する自動車の速度を時速30km以下に抑制することで、自動車と歩行者が衝突した場合の致死率が急激に減少する分析結果(時速50km以上17.4%→時速30km以下0.9%)から歩行者の安全確保の取組みとして有効であると考えたため。※P10参照

・市内のゾーン30設置個所一覧(区域図は、兵庫県警HP(県内のゾーン30)参照)

番号	警察署	区域	規制面積 (ha)	整備年度
80	宝塚-1	千種3丁目	8.6	H24
81	宝塚-2	光ガ丘1~2丁目	15.8	H24
82	宝塚-3	中山桜台4丁目12~23番	4.6	H25
83	宝塚-4	平井山荘	13.7	H25
84	宝塚-5	中州2丁目	8.9	H26
85	宝塚-6	中山台2丁目	11.0	H26
86	宝塚-7	栄町2~3丁目	8.2	H27
87	宝塚-8	山手台東1~2丁目	15.1	H27
88	宝塚-9	伊子志1~3丁目	13.0	H28
89	宝塚-10	山手台西2丁目	12.0	R3

(目標設定の考え方)

・自転車乗車用ヘルメット着用率向上

本市では自転車の安全利用を推進するため、他自治体に先駆けて、平成25年に「自転車の安全利用に関する条例」を制定し、更に平成30年には交通事故の被害軽減を図るため、年齢に関わりなく自転車利用者がヘルメット着用を務めるよう条例を改正。

現状値から、子ども以外の着用率が悪いいため、着用率向上により被害軽減を図る。

※P22参照

5 計画(案)の構成

- 基本理念
 - 1 交通事故のない宝塚を目指して
 - 2 人優先の交通安全思想
 - 3 高齢化が進展しても誰もが安全に移動できる社会の構築

- I 基本的な考え方
 - 1 高齢者、子ども、障害者等の交通弱者の安全確保
 - 2 歩行者の安全確保
 - 3 自転車の安全確保
 - 4 地域の実情を踏まえた施策の推進
 - 5 役割分担と連携強化
 - 6 交通事故被害者等の参画と協働
 - 7 新型コロナウイルス感染症の影響の注視

- II 道路交通の安全についての現状と目標(4 計画(案)の概要で説明)

5 計画(案)の構成

Ⅲ 道路交通の安全についての対策

1 今後の道路交通安全対策を考える視点(6項目)

- (1) 高齢者、子ども、障碍(がい)者等の交通弱者の安全確保
- (2) 歩行者の安全確保
- (3) 自転車の安全確保
- (4) 生活道路における安全確保
- (5) 交通実態等を踏まえたきめ細かな対応の促進
- (6) 地域ぐるみの交通安全対策の推進

2 講じようとする施策(4項目※)

※県が掲げる施策項目は8項目あるが、今回、市が主体的に取り組むべき施策に絞って対策を講じることとする。

- (1) 道路交通環境の整備
- (2) 交通安全思想の普及徹底
- (3) 救助・救急活動の充実
- (4) 被害者支援の充実と推進

6 「Ⅲ 道路交通の安全についての対策」策定のポイント(市独自の取組み等の記載)

1 今後の道路交通安全対策を考える視点

「地域ごとのまちづくり計画」との連携、対策の推進(P9)

2 講じようとする施策

(1) 道路交通環境の整備

ゾーン30などのゾーン対策、「宝塚市通学路交通安全プログラム」や「宝塚市通学路交通安全推進会議」を活用した通学路の安全対策、エイジフレンドリーシティの実現、自転車駐車場の障害者用駐輪スペースの確保(P10)

「宝塚市自転車ネットワーク計画」に基づく自転車レーン等の整備(P12)

「宝塚市地域公共交通総合連携計画」に基づく公共交通の充実、利用促進(P13)

宝塚地域交通安全活動推進委員等による違法駐車排除(P14)

6 「Ⅲ 道路交通の安全についての対策」策定のポイント(市独自の取組み等の記載)

(2) 交通安全思想の普及徹底

(エ) 高齢者に対する交通安全教育の推進

シルバーリーダー(宝塚市高齢者交通安全協力員)を対象とした安全教育の実施及び高齢者安全教育推進役の養成(P19)

(ウ) 自転車安全利用の推進

電動アシスト自転車等への安全利用の啓発(欄外に説明文書記載)、「宝塚市自転車の安全利用に関する条例」に基づく自転車安全利用推進員の拡充(P21)

(エ) 自転車ヘルメット着用の促進

着用の少ない成人、高齢者へのヘルメット着用の推進に向けた取組、自転車事故マップによる危険個所の公開(P22)

6 「Ⅲ 道路交通の安全についての対策」策定のポイント(市独自の取組み等の記載)

(3) 救助・救急活動の充実

(ク) 高速道路における救急業務実施体制の整備

市と西日本高速道路株式会社の連携を強化するとともに、西日本高速道路株式会社が講じる財政措置により、救急業務実施体制の整備を促進する。高速自動車国道における救急業務については、消防相互応援協定に基づき、迅速な人命救助を実施(P27)

(イ) 救急関係機関の協力関係の確保

救急医療機関内の受入れ・連絡体制は医療情報システム等を活用し明確化を図る(P27)

(4) 被害者支援の充実と推進

自転車の損害賠償責任保険への加入徹底(P28)(欄外に自転車事故高額賠償事例記載)

7 計画期間

令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)まで(5年間)

8 今後のスケジュール

(1)パブリック・コメント募集期間

令和4年(2022年)1月7日(金)から2月7日(月)まで

(2)第3回交通安全計画策定懇話会開催(最終)

令和4年(2022年)2月中

(3)計画公表時期

令和4年(2022年)3月予定